

宮城県事業

みやぎ飲食店コロナ対策認証制度

宮城県食と暮らしの安全推進課 ☎022-211-3941

宮城県では、5月21日から飲食店が取り組む感染対策を認証する制度を始めました。県内各飲食店の感染対策状況を県の担当者などが現地確認し、県の認証基準を満たした店舗に認証ステッカーを交付します。
※この制度は、認証店舗における感染リスクゼロを保証するものではありません。



▲宮城県ホームページ

子育て支援

子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業

健康推進課 ☎22-1362

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図っている医療機関の負担を減らすため、季節性インフルエンザの流行を抑えることを目的として、子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業の対象者を拡大します。

- 対象者 生後6カ月～中学3年生
- 実施時期 10～12月（予定）



正社員雇用奨励金交付事業

都市創造課 ☎22-1325

新型コロナウイルスの影響で離職を余儀なくされた市民を正社員として市内の事業所に雇い入れた事業主に対して、奨励金を給付します。

- 対象労働者 県内の事業所に勤務または採用が決定していた方で、令和2年3月11日以降に非自発的失業をされた市民の方（奨励金申請時点で市民となった方を含む）
- 対象事業主 令和3年1月1日～12月31日までに対象労働者を雇い入れた事業主
- 奨励金額 雇用者1人あたり10万円
- 申請期限 令和4年2月28日（月）

子育て世帯支援活動事業

子ども家庭課 ☎22-1363

コロナ禍における子どもの健やかな成長を図るため、こじゅうろうキッズランドの「特別利用券（5回無料券）」を配布し、運動不足解消やリフレッシュできる機会を提供します。

- 対象者 市内在住または市内に通園・通学する小学4年生までの子ども
- 有効期限 令和4年2月28日（月）



高齢者の活動支援、介護予防支援

高齢者居場所づくり支援事業・高齢者体力測定事業（高齢者フレイル実態把握）

地域包括支援センター ☎22-1466

コロナ禍におけるフレイル（虚弱）の予防と高齢者が活動する場の創設を目的として、「いきいき百歳体操体験教室」を実施します。
また、高齢者の筋肉量や血圧、口腔内の状況を測定できる機器を整備し、フレイル（虚弱）の予防と、アフターコロナにおける活動再開に向けた積極的な介護予防を促します。

社会的な環境の整備

図書館パワーアップ事業

図書館 ☎26-3004

コロナ禍において、利用者の安全・安心を確保しながら図書の利用促進を図るとともに、在宅時の時間を豊かに過ごしてもらうため、来館しなくても本を借りることができる「電子書籍サービス（電子図書館）」を導入します。

- 実施時期 10月～（予定）



新型コロナウイルス対策

令和3年度の主な支援事業をお知らせします

各種支援事業一覧▼



各種支援事業の詳細や最新情報は、市ホームページをご覧ください。
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、内容が変更となる場合があります。

事業継続・雇用維持などへの支援

新型コロナウイルス経済対策割増商品券

商工観光課 ☎22-1321

地域経済の活性化を図るため、「3割増商品券」を販売します。消費を喚起することで、事業者の経営状況改善と市民生活の回復を支援します。

- 名称 「コロナに負けるな 白石市 3割増商品券」
 - 販売額 10,000円（額面13,000円分） ※1世帯10セットまで
 - 販売数 10,000セット
 - 販売時期 8月29日（日）～31日（火） ※予約制
 - 利用期間 9月1日（水）～令和4年1月31日（月）
- ※詳細は、広報しろいし7月号と一緒に全戸配布している「商品券販売チラシ」をご覧ください。



事業継続支援金

商工観光課 ☎22-1321

売上高が減少した中小企業者などに、事業継続を下支えするための支援金を支給します。

- 対象者 ①～⑤すべてに該当する方。
- ①市内に事業所や店舗を有する法人または個人事業者（大企業を除く）で、対象業種に該当する方
- ②令和3年5月31日以前から事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある方
- ③売上高が令和3年1～8月までの任意の1カ月間と、令和元年同月と比較して30%以上減少している方（創業特例条件あり）
- ④令和3年度の市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けていない方で、令和元年の売上が年収120万円以上の事業者
- ⑤申請日時点まで納期限を迎えた市税を滞納していない方
- 支給額 法人30万円 個人事業者15万円
- 申請期限 8月31日（火）

家賃支援給付金

商工観光課 ☎22-1321

売上高が減少した事業者の固定経費（土地・建物の賃料）の負担軽減を図り、事業継続を支援します。

- 対象者 ①～④すべてに該当する方。
- ①令和3年3月31日以前から事業を営んでいる方
- ②市内に賃借している土地や建物があり、今後も事業を継続する意思がある方
- ③売上高が令和3年1～8月までの任意の1カ月間と、令和元年同月と比較して50%以上減少している方、または連続する3カ月の合計が令和元年同時期比30%以上減少している方（創業特例条件あり）
- ④申請日時点まで納期限を迎えた市税を滞納していない方
- 支給額 賃料（土地・建物）の1/2×6カ月分を補助（上限は法人100万円、個人事業者50万円）
- 受付時期 10月ごろ（予定）